

2018年6月4日

東京都知事 小池百合子 様

人権ネットワーク・東京
代表 八柳 卓史

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例案（仮称）」に関する要望書

日夜の差別撤廃、人権社会実現にむけた取り組みに敬意を表します。

東京都報道発表資料（2018年6月4日）において、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例（仮称）の概要が公表されました。

「条例案概要」では、①オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現、②多様な性の理解の促進、③本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消にむけた取り組みの推進がかかげられています。

私たちは、「条例案概要」が発表されたこの段階において、差別や人権侵害の実態と国際人権基準を踏まえた条例となるよう下記の通り要望させていただきます。要望内容をご理解いただき、条例に反映させていただけますようお願い申し上げます。

記

1. あらゆる人々の人権を尊重するという理念を明確にするため、条例の「基本理念」または「目的」において、国際人権基準に基づいた人権の尊重を掲げていただきたい。具体的には、オリンピック憲章に掲げられている「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的出身、財産、その他の身分などの理由によるいかなる種類の差別」のみならず、人種差別撤廃条約や障害者権利条約で明記されている「民族的もしくは種族的出身、出生、年齢、障害」に基づく差別も含めた、あらゆる差別を許さず禁止するという東京都の姿勢を明確にしていきたい。
2. 重点的に解決すべき人権課題として、在日韓国・朝鮮人差別、移住者に対する差別、アイヌ民族に対する差別、女性差別、障がい者差別、性的マイノリティに対する差別、被差別部落出身者に対する差別（部落差別）、野宿者（ホームレス）に対する差別、ハンセン病回復者に対する差別、婚外子差別を明記されたい。

また、外国人であり性的マイノリティであることのように、複数の属性によって複合的な抑圧・差別を受ける「複合差別」の解消の推進及び啓発・教育の推進も条例に規定していただきたい。

3. 「私たちのことを私たち抜きに決めないでください」といわれるように「人権に関する条例」の制定にあたって、被差別当事者団体の意見を聞く機会を設定されたい。
4. 「基本計画」には、あらゆる差別撤廃に向け、①教育・啓発の推進、②人権相談と救済措置の体制確立、③定期的な実態調査の実施、④被差別当事者の活動支援対策の確立、⑤「人種差別撤廃条約」等国际人権基準を踏まえ、差別扇動など差別主義に基づく活動等に対して「犯罪」と規定し罰則規定を含む規制措置を計っていただきたい。⑥2. で掲げた個人人権課題ごとの対策を講じていただきたい。
5. 差別の撤廃に向け次の点を条例に明記及び実施していただきたい。
 - ① 差別につながる身元調査を規制する項目も設けていただきたい。
 - ② インターネット上のあらゆる差別を規制する項目を設けていただきたい。
 - ③ ヘイトスピーチの拡散防止措置と関連して、インターネット上のヘイトスピーチ被害についての実態調査と監視事業を行っていただきたい。また、京都府が2017年に発刊したような、ヘイトスピーチ問題に焦点を当てた独自の啓発冊子を発刊するなどして、外国人の人権尊重とヘイトスピーチ問題に関する啓発事業を一層強化していただきたい
 - ④ 不当な差別的言動は、民間の人々のみが行うものではなく、行政によっても行われる。2010年度以降、東京都が都下の朝鮮学校に「私立外国人学校補助金」を不支給としている事実は、在日コリアンに対する行政による不当な差別的行為であり、朝鮮学校やその子どもたちを標的としたヘイトデモの温床になっているともいえる。ヘイトスピーチの拡散防止措置と関連して、人種差別撤廃委員会の勧告（2014年）に従い、都下の朝鮮学校への「私立外国人学校補助金」支給を再開していただきたい。
6. 「人権条例」の推進、具体化にあたって、「被差別当事者団体の意見を聞く機関」を設置していただきたい。また、「第三者機関の設置」にあたっては、その委員等に必ず被差別当事者をいれていただきたい。

以上

【人権ネットワーク・東京 団体名 24 団体 5 個人】

首都圏に居住するアイヌ民族 レラの会
チャシ アン カラの会
女性会議東京都本部
一般社団法人 全国女性相談研究会
一般社団法人 エープラス（DV被害当事者団体）
NPO 法人動くゲイとレズビアンの会（アカー）
NPO 法人レインボー・アクション
在日韓国民民主統一連合東京本部
在日韓国民民主女性会
在日韓国青年同盟東京本部
在日本朝鮮人東京人権協会
移住者と連帯する全国ネットワーク
全国障害者解放運動連絡会議関東ブロック
障害者の生活保障を要求する連絡会議（障害連）
障害児を普通学校へ・全国連絡会
NPO 法人自立生活センター・立川
NPO 法人自立生活センター・HANDS 世田谷
全国「精神病」者集団＊
精神障害者権利主張センター 絆＊
全国ピアサポートネットワーク
NPO 法人ホームレス資料センター
認定 NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい
部落解放同盟東京都連合会
ハンセン病首都圏市民の会
なくそう戸籍と婚外子差別・交流会
伊藤久雄（社団法人東京自治研究センター）
上村英明（恵泉女学園大学教授・市民外交センター代表）
鐘ヶ江晴彦（専修大学文学部名誉教授）
富永哲雄（大阪市立大学文学研究科地理学教室 博士後期課程）
吉田勉（東日本部落解放研究所事務局長）

（連絡先・事務局）

東京都台東区今戸 2-8-5 東京解放会館

部落解放同盟東京都連合会 近藤登志一

TEL 03-3874-7311 FAX 03-3874-7313

bllkondo@yahoo.co.jp

【参考資料 1】『オリンピック憲章』国際オリンピック委員会〔2017年9月15日から有効〕 ● オリンピズムの根本原則

1. オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。

2. オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和の取れた発展にスポーツを役立てることである。

3. オリンピック・ムーブメントは、オリンピズムの価値に鼓舞された個人と団体による、協調の取れた組織的、普遍的、恒久的活動である。その活動を推し進めるのは最高機関のIOCである。活動は5大陸にまたがり、偉大なスポーツの祭典、オリンピック競技大会に世界中の選手を集めるとき、頂点に達する。そのシンボルは5つの結び合う輪である。

4. スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。

5. スポーツ団体はオリンピック・ムーブメントにおいて、スポーツが社会の枠組みの中で営まれることを理解し、自律の権利と義務を持つ。自律には競技規則を自由に定め管理すること、自身の組織の構成とガバナンスについて決定すること、外部からのいかなる影響も受けずに選挙を実施する権利、および良好なガバナンスの原則を確実に適用する責任が含まれる。

6. このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

7. オリンピック・ムーブメントの一員となるには、オリンピック憲章の遵守および IOC による承認が必要である。

【参考資料 2】人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

第4条

締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

(b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

(c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

* 日本政府は、(a) (b) を留保している。しかし、本文と (c) 項は留保していない。